

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 愛知県

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	86.4%	※1
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.8%	
全職員	79.0%	※2

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.6%
本庁課長相当職	103.0%
本庁課長補佐相当職	95.7%
本庁係長相当職	98.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.6%
31～35年	94.4%
26～30年	93.8%
21～25年	88.1%
16～20年	87.7%
11～15年	84.0%
6～10年	89.7%
1～5年	96.1%

【説明欄】

○職員の給与は、条例等に基づき決定しており、制度上、職員の給与の男女の差異は生じないが、諸手当の受給状況や男女の職員構成比率等により、職員の給与の男女の差異が生じている。

○男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている要因として考えられるもの

※1「任期の定めのない常勤職員」

管理職に占める女性の割合は 16.40%、課長を補佐する職の割合は 28.9%となっており、女性の役職者の割合が男性よりも低くなっているため。

※2「全職員」

「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が、男性職員は 24%、女性職員は 40%となっており、女性職員の方が高いため。

* 給与には各種手当（扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等）を含む。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。